



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
768号 2019年7月23日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax: 870-0335
 携帯: 090-5587-7693
 Mail: sugimori@max.hi-ho.ne.jp

授業料減免と給付型奨学金を広く

高等教育無償化

6月定例会一般質問 ②

杉森議員は6月20日、牛久市議会6月定例会で、①幼保無償化、②高等教育無償化、③職員採用における年齢制限の撤廃、について一般質問しました。今号では②を掲載します。

牛久市での進学率

【杉森議員の質問】大学等における修学の支援に関する法が成立し、2020年つまり来年4月より、いわゆる「高等教育無償化」が実施される予定です。

そこでまず、牛久市における大学等進学率の10年前、5年前、昨年の推移、全国平均との比較について質問いたします。

【教育委員会次長の答弁】市内の高校の進学率等は以下の通りです。

| | 卒業者数 | 進学者数 | 進学率 | 全国平均 |
|-------|--------|------|-------|-------|
| 2009年 | 1,177人 | 956人 | 81.2% | 53.9% |
| 2014年 | 1,103人 | 886人 | 80.3% | 53.8% |
| 2018年 | 1,111人 | 870人 | 80.1% | 54.7% |

無償化の金額も対象も不十分

【杉森議員の質問】支援内容は、第1に授業料等減免制度の創設で、上限は国公立大の入学金が28万円、授業料が年間54万円、私立大の入学金が26万円、授業料が年間70万円です。第2に給付型奨学金で、国公立の大学等に通う自宅生が年間35万円、自宅外生が80万円、私立の大学等に通う自宅生が46万円、自宅外生は年間91万円となっています。対象学校は要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校です。

支援対象となる学生は、住民税非課税世帯

(世帯年収270万円未満)で、300万円未満の世帯はその2/3、380万円未満の世帯はその1/3の金額となります。牛久市では、それらの世帯数はどのくらいになるのでしょうか。

【教育委員会次長の答弁】大学等の入学時期を迎える市内の世帯、年収別の世帯数と割合は以下の通りです。

| 年収別 | 270万円未満 | 270～300万円未満 | 300～380万円未満 | 380万円以上 |
|-----|---------|-------------|-------------|---------|
| 世帯数 | 152 | 15 | 50 | 492 |
| 割合 | 21.4% | 2.1% | 7.1% | 69.4% |

京丹波町は年収540万円まで

【杉森議員の質問】高等教育無償化を含む高等教育への支援策は、子どもの貧困の連鎖からの脱却とともに、少子化対策などにも必要で効果的な施策として注目されています。京都府京丹波町は、大学等に通う方で、前年収入額が生活保護基準(年収270万円未満)の2倍以内、つまり540万円と考えられますが、その世帯の学生に対し、年額18万円以内の育英金を、4年間又は2年間支給しているそうです。牛久市でも、子どもにもやさしい町として、大学生等への給付型奨学金を積極的に検討すべきと考えますが、執行部の見解を伺います。

行政課題の解決の一助にも

【教育委員会次長の答弁】教育委員会としては、大学生への奨学金について、貧困対策の側面からの就学支援にとどまらず、定住促進や保育士不足の解消など、行政課題への解決の一助への視点も含めての検討を進めていってはどうかと考えております。今後、関係各課と協議を進めていきたいと思っております。

家庭内暴力、止める方法あります

4
6

齋藤環・筑波大教授に聞く

朝日新聞デジタル 6/20 (聞き手・中村靖三郎)

禁止ではなく拒否

しかし、「ダメ」と言うのは上から目線で、本人を刺激します。また「ダメ」は、しばしば誘惑の言葉になってしまうという点からも間違っています。「暴力一般が良くない」ということではなく、「私は暴力を振るわれたくありません」という拒否が必要です。しかし親の立場では、なかなかそれが言えない。親は子どもに一般論と常識を教え込む立場だという変な前提があるために、「してほしくないこと」も全部「禁止」の形になってしまう。しかし、禁止は通用しません。「禁止ではなく拒否」が必要です。

通報か避難が効果的

ただ、親は罪悪感などから、拒否しきれない。では、どうするか。暴力が続く場合は、覚悟を決め、通報か避難、いずれかを考えて頂きたい。別の言い方をすると、外部の視点を入れる、ということです。密室を壊して、外部の視点を入れてください。兄弟の婚約者が家で同居し始めたら、びたりと暴力が収まった、というケースがありました。第三者の目の前では起こらないのがDVであり家庭内暴力です。他人が家に入ってくると暴力は激減します。それを応用してみてください。

それでもおさまらないケースが一定数あります。そのときは、実際に実行してください。非常に激しい器物損壊やケガをするような暴力があるときは、通報です。誤解が多いですが、逮捕が目的ではありません。通常家庭内暴力は、通報したと知るとびたりと止まり、警察官が現場に駆けつけた頃には、収まっています。大事なことは、暴れると他人が家に上がり込んでくるという事実を知ってもらうことなんです。

——逮捕されてしまう心配はありませんか？

地元警察に、前もって相談しておくといいでしょう。根回ししておき、通報したらちょっと来てもらえるようお願いしておく。逮捕や入院は避けたい、とも伝えておいたほうがいい。とっさの判断で、警察から「入院しかない」と言われてしまうと、悲劇にしかありません。

通報ではなく、例えば警備会社と契約して、ボタンを押せば来てくれるサービスを活用してもいいです。

モノを壊したときは、自分で直さずに、必ず業者を呼び、跡形もなく直してください。一部に、見せしめ目的で、壊した所をそのままにする人がいます。これは逆に、次の破壊を誘発します。いわゆる「破れ窓」理論です。家がボロボロになると、敷居が下がって、暴れやすくなる。必ず、毎回、直後に業者を呼んで、キレイに修復してもらっただけでも、かなり抑止効果が上がります。

専門家以外にも介入できる人はいっぱいいます。警備員、業者など、どんどん家に入ってきてもらうことを考えてください。

ファイナンシャルプランナーも

ファイナンシャルプランナー（FP）を活用して、暴力が収まったケースもあります。FPを家に呼び、資産状況や収入などをエクセルにまとめてもらって子どもと共有した。その過程で、いつまで養えるか、介護はどうするのかといったライフプランから相続まで、すごく切実なお金の問題を、本人も参加して話すうちに、暴力が止まったといえます。通報や避難をためらう方は、まずFPを試みってみるというのもいいと思います。多くの親は、子どもに金の話をしたがらないですが、やってみると意外と真面目に聞いてくれ、資産状況などが分かってくると、暴力よりも別の方向で考えていこう、と流れが変わることもある。いきなり「病院に行きましょう」と言う提案よりは、聞いてくれる可能性が高いと思います。

(つづく)